

南原区集落行動計画書

令和元年五月策定
長野県諏訪郡原村南原地区



目 次

集落の概要	・ ・ ・ 2 ～ 4
南原区が進める十の事業の現状と課題	・ ・ ・ 5 ～ 7
南原区の将来像	・ ・ ・ ・ ・ 8
年次別事業計画	・ ・ 9 ・ 1 0
集落行動計画策定委員会組織図	・ ・ ・ ・ 1 1
原村南原区集落行動計画策定委員会規約	・ 1 2 ・ 1 3
集落行動計画策定までの経緯	・ ・ ・ ・ 1 4
集落行動計画策定に向けた住民アンケートの結果	別添

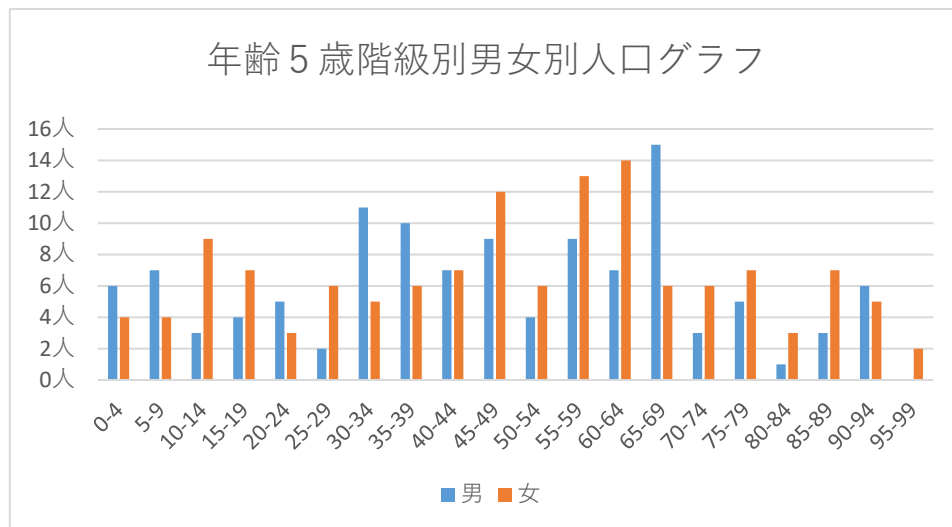
集落の概要

歴史と人口推移

南原区は、戦後の引揚者や復員軍人等の入植者により、昭和 21 年から始まった戦後開拓で誕生した集落である。

三つ（玉川・黎明・泉）の開拓組合により開墾が進められ、昭和 30 年に玉川開拓組合が開拓行政から一般行政に移行。原村地籍のうち 22 戸で南原区として区政をスタートした。翌年、黎明開拓組合から 5 戸、泉開拓組合から 7 戸が入区し、34 戸となった。

昭和 40 年代後半ごろから入植者の二世が成人し結婚するようになり、また昭和 50 年代に入って土地の個人売買などもあり、戸数も徐々に増え始める。さらに平成に入ると、村開発公社や個人・民間業者による宅地造成も進み、平成 30 年には 74 戸 250 人余が暮らす地区となった。



区民行事と親睦活動

昭和 49 年、原村が本宮一の御柱を引き当てた。それまで区としては消極的だった御柱への参加を、入植者の二世など若者が増え始めたことで、これからは積極的に参加しようという機運が高まり、この年“自称若者”による『南原若者会』が立ち上がった。また、南原区で初めて小宮祭を行ったのもこの年で、以降 7 年に一度の御柱年の行事として続いている。

昭和 52 年 1 月 14 日、初めてのどんど焼きが開催され以降毎年行われるようになった。

昭和 53 年、南原神社が造営されると、それ以降の小宮御柱祭では、建御柱も行われるようになった。

昭和 55 年、入植から開墾が進み、農作物が収穫できるようになった頃から行なわれていた秋祭り（収穫祭）で、南原若者会による長持ちが初めて行われ、また、ゲームなどを伴った親睦イベントも併せて行われるようになった。

若者を中心とした区民の団結

昭和 62 年、女子綱引きチーム『おれんじハート』結成。数々の大会に出場し、入賞優勝を果たした。

平成 6 年、原村村民スポーツ祭で総一位。南原の若者を中心とした団結力を原村中に知らしめる結果となった。

平成 31 年、冬季村民スポーツ祭で優勝。南原の団結力は健在だ。

景観の維持と美化活動

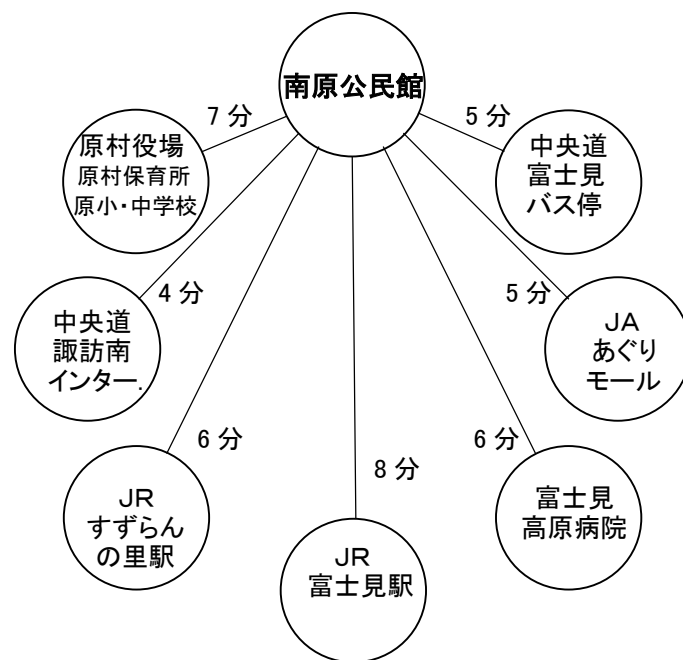
区内に整備された道路の側溝や歩道との境にたまった土砂の撤去、通行の妨げとなる樹木の枝払いや道路脇の草刈りなど、春と秋の年 2 回、区民全員の出払い作業で行うとともに、役員による区内パトロールで景観の維持にもつとめている。

防災・防犯活動

平成 26 年、区民の自助と共助の精神に基づく初期活動体制の確立と自主的な防災活動を行う事により、地震・火災・その他災害による被害の防止および軽減を図ることを目的とした自主防災組織を設立。

アクセス

南原はその名の通り原村の南端に位置する。原村中心地からやや離れているが、車中心の現代社会においては、あまり気にならない。むしろ、中央自動車道・J R・総合病院へのアクセスは非常に良く、生活する上で欠かせない食品スーパーにも近い。



南原公民館からの車での所要時間

南原区が進める十の事業の現状と課題および今後の計画

①公民館整備事業

【現状と課題】

昭和 59 年（1984 年）、人口増加により手狭となっていた公民館を、新たな場所に建て替えてから 35 年。建物は老朽化しているが、まだ何年かは維持できそうだ。しかし、当初から使っている備品の数々は、現代の仕様に合っていないものが多く、使いづらくなってきている。また、パソコン等の事務用品が整備されていないため、毎年区長の自前パソコンによる書類の作成が必要で、資料の残し方や引き継ぎに問題を抱えている。

【今後の計画】

会計等の事務処理や各種データの保存に、まずパソコンの導入を行う。また、使い勝手の悪い備品についても順次更新していく。

建物については、毎年一定金額を積み立て、建て替え等も視野に入れた専門委員会の立ち上げも検討する。

②交流・親睦・祭り事業

【現状と課題】

5 月の親睦焼肉会、10 月の秋祭り等、毎年恒例の行事により区民の交流や親睦が図られている。しかし、長年使用している祭りの備品など傷みの激しいものもある。

【今後の計画】

祭りを盛り上げるために必要な備品は、修理可能な物とそうでないものに分け、区の予算に照らし合わせながら考えていく。

③景観維持・美化推進事業

【現状と課題】

春と秋の年 2 回行われる区民による出払い作業と、役員による除草・草刈り・樹木の剪定作業、不法投棄パトロールなどにより、区内の景観や道路・側溝は、常に美しく保たれている。ただ、耕作されていない農地が増えていることは今後の課題だ。

【今後の計画】

農地所有者と区で協議をし。景観を守りながらできる活用方法を検討していく。

④自主防災事業

【現状と課題】

平成 26 年（2014 年）に自主防災組織を設立。毎年防災訓練を行っている。また、平成 28 年（2016 年）に防災倉庫と防災用品を整備し、万一の災害に備えている。さらに、地域助け合いマップと区民台帳も作成し、自主防災活動を行っている。ただ、実際に災害が起きた場合のそれぞれの役割（動き方）に不安が残る。

【今後の計画】

避難訓練時に具体的な行動内容を把握すると共に、日中と夜間の違いなども確認する。

⑤防犯・安全対策事業

【現状と課題】

夜の暗闇から地域を守る防犯灯。区内には約 40 箇所に防犯灯が設置され、区内を明るく照らしている。しかし、常時風雨にさらされているため器具の破損が多く、役員は日常的に状態を観察し切れた電球の交換が必要である。

【今後の計画】

近年、耐久性に優れ明るさも兼ね備えた LED 器具も普及しており、こちらへの移行を順次行っていく。

⑥運動広場活用事業

【現状と課題】

平成 15 年（2003 年）南原運動広場が整備された。1 月のどんど焼きや 5 月の区民運動会はここで開催される。休日にはサッカーや野球を楽しむ親子連れも多く見られ、区民の憩いの広場としても活用されている。

【今後の計画】

小さい子供が遊べるようなものがないので今後検討していく。

⑦青少年育成・子育て支援事業

【現状と課題】

保育所保護者会や小中 PTA の活動には、それぞれの役員が中心となって取り組んでいる。区としては、公民館を進んで活用してもらうための備品の整備が課題となっている。

【今後の計画】

台所の設備や備品を、使い勝手を考慮し導入していく。

⑧健康増進事業

【現状と課題】

毎年 5 月下旬に区民運動会を開催している。普段スポーツをしない人もこの日はほとんどの区民が参加し、初夏の空気を体全体に浴びながら爽やかな汗を流している。

1 月と 7 月に行われる村民スポーツ祭には区として常に参加。南原区民の団結力で、何回も優勝を勝ち取っている。

【今後の計画】

今まで通り、子供から高齢者まで参加できるように続けていきたい。

⑨文化・伝統継承事業

【現状と課題】

昭和 52 年 1 月 14 日、「どんど焼き」が始めて行われた。無病息災・厄払い・お祝いを祈願する行事として、その後毎年行われている。

昭和 53 年、南原神社造営。昭和 60 年、公民館横へ道祖神を建立。平成 21 年には、開拓事業から始まった南原区の歴史を綴った冊子『拓いて六十年 南原区のあゆみ』が作成された。

【今後の計画】

どんど焼きの櫓の柱用材の確保と、開催時間の検討をする。また、今後も区の記録を残していく。

⑩御柱事業

【現状と課題】

7 年に一度の諏訪大社御柱祭には区民総出で協力参加。揃いの法被で祭りの盛り上げに一役買っている。秋には小宮御柱祭を開催し、南原神社に建御柱を奉納する。

【今後の計画】

御柱の用材確保に向けた準備（植樹等）に取り組む。

南原区の将来像

1. 人と人とのつながりを大切にする南原区
2. お互いを思いやることができる南原区
3. 世代を越えたまとまりと団結力がある南原区
4. 景観と環境の維持に妥協を許さない南原区
5. 文化伝統を守り継承していく南原区

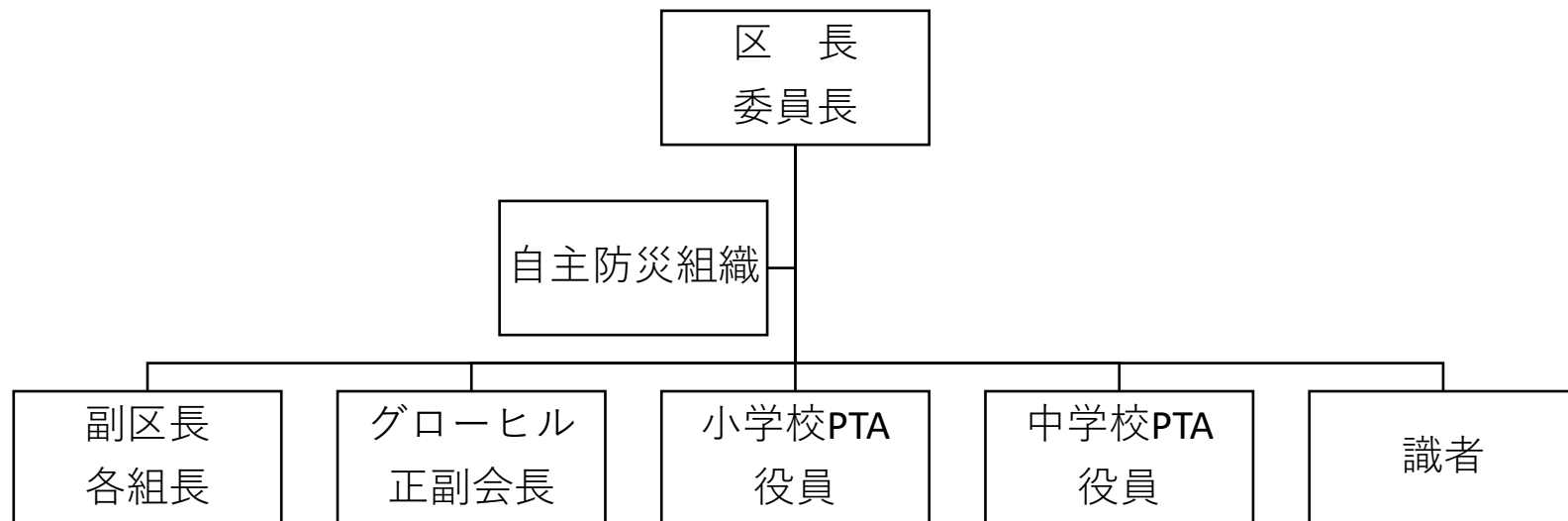
年次別事業計画

(金額単位：千円)

区 分	全 体 計 画		第 1 年次 (2019年度)		第 2 年次 (2020年度)		第 3 年次 (2021年度)		第 4 年次 (2022年度)		第 5 年次 (2023年度)	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
集落行動計画 策定および推 進事業	・集落行動計画 の策定 ・補助金の有効 活用による事業 推進		・計画策定に向 けた推進委員会 の立ち上げ ・アンケート調 査の実施および 分析 ・計画の実施		・計画の実施お よび見直し		・計画の実施お よび見直し		・計画の実施お よび見直し		・計画の実施お よび見直し	
公民館整備事 業	・公民館の使い やすさ対策 ・備品の整理お よび整備 ・公民館整備	1,255	・事務負担軽減 対策 ・公民館整備	260	・会議負担軽減 対策 ・公民館整備	480	会議負担軽減対 策 ・公民館整備	300	・公民館整備	15	・公民館整備	200
交流・親睦・ 祭り事業	・区民交流・親 睦・祭り行事の 実施	190	・焼肉会、秋祭 り等の実施 ・村主催のス ポーツ祭等への 参加	190	・焼肉会、秋祭 り等の実施 ・村主催のス ポーツ祭等への 参加		・焼肉会、秋祭 り等の実施 ・村主催のス ポーツ祭等への 参加		・焼肉会、秋祭 り等の実施 ・村主催のス ポーツ祭等への 参加		・焼肉会、秋祭 り等の実施 ・村主催のス ポーツ祭等への 参加	
景観維持・美 化推進事業	・景観維持活動 ・区内美化の推 進活動 ・区内見回り活 動	70	・区共有地等の 樹木剪定 ・年2回の出払い 作業 ・役員による不 法投棄パトロー ル		・区共有地等の 樹木剪定 ・年2回の出払い 作業 ・役員による不 法投棄パトロー ル		・区共有地等の 樹木剪定 ・年2回の出払い 作業 ・役員による不 法投棄パトロー ル		・区共有地等の 樹木剪定 ・年2回の出払い 作業 ・役員による不 法投棄パトロー ル	20	・区共有地等の 樹木剪定 ・年2回の出払い 作業 ・役員による不 法投棄パトロー ル	50
自主防災事業	・自主防災組織 設立 (2014年) ・防災倉庫・防 災用品等の整備 (2016年) ・地域助け合い マップ更新 (2018年) ・区民台帳の更 新 (2015年)	200	・防災訓練の開 催 ・防災用品等の 点検整備および 更新 ・地域助け合い マップ更新 ・区民台帳の更 新整備		・防災訓練の開 催 ・防災用品等の 点検整備および 更新 ・地域助け合い マップ更新 ・区民台帳の更 新整備		・防災訓練の開 催 ・防災用品等の 点検整備および 更新 ・地域助け合い マップ更新 ・区民台帳の更 新整備		・防災訓練の開 催 ・防災用品等の 点検整備および 更新 ・地域助け合い マップ更新 ・区民台帳の更 新整備	100	・防災訓練の開 催 ・防災用品等の 点検整備および 更新 ・地域助け合い マップ更新 ・区民台帳の更 新整備	100

防犯・安全対策事業	・防犯灯の整備 および維持活動	165	・防犯灯の新設 ・器具等の維持 修繕		・防犯灯の新設 ・器具等の維持 修繕		・防犯灯の新設 ・器具等の維持 修繕		・防犯灯の新設 ・器具等の維持 修繕	165	・防犯灯の新設 ・器具等の維持 修繕	
運動広場活用事業	・運動広場の活用推進 ・トイレの管理 維持	250	・運動広場の草刈り、除草作業 ・トイレの清掃 管理 ・冬季の水抜き 閉鎖		・運動広場の草刈り、除草作業 ・トイレの清掃 管理 ・冬季の水抜き 閉鎖		・運動広場の草刈り、除草作業 ・トイレの清掃 管理 ・冬季の水抜き 閉鎖		・運動広場の草刈り、除草作業 ・トイレの清掃 管理 ・冬季の水抜き 閉鎖	150	・運動広場の草刈り、除草作業 ・トイレの清掃 管理 ・冬季の水抜き 閉鎖	100
青少年育成・子育て支援事業	・保育所保護者会および小中PTA活動の推進	250	・保育所保護者会および小中PTA活動の推進	50	・保育所保護者会および小中PTA活動の推進		・保育所保護者会および小中PTA活動の推進	200	・保育所保護者会および小中PTA活動の推進		・保育所保護者会および小中PTA活動の推進	
健康増進事業	・区民運動会の開催 ・村主催のスポーツ祭への参加	50	・区民運動会の開催 ・村主催のスポーツ祭への参加		・区民運動会の開催 ・村主催のスポーツ祭への参加		・区民運動会の開催 ・村主催のスポーツ祭への参加		・区民運動会の開催	50	・区民運動会の開催 ・村主催のスポーツ祭への参加	
文化・伝統継承事業	・南原神社の整備 ・どんど焼き	50	・南原神社の整備 ・どんど焼き		・南原神社の整備 ・どんど焼き		・南原神社の整備 ・どんど焼き		・南原神社の整備 ・どんど焼き		・南原神社の整備 ・どんど焼き	50
御柱事業	・諏訪大社御柱祭への参加および協力 ・南原神社小宮御柱祭の実施	20	・用材確保に向けた検討		・用材の植樹および管理	20	・御柱祭に向けた準備活動		・諏訪大社御柱祭 ・南原神社小宮御柱祭		・用材の管理	
合計		2,500		500		500		500		500		500

集落行動計画策定委員会組織図



原村南原区集落行動計画策定委員会規約

(名称)

第1条 この会は、原村南原区集落行動計画策定委員会（以下「策定委員会」）という。

(会員)

第2条 策定委員会は、原村南原区内に住所を有するもので、区に加入したもの（以下「区民」）をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 策定委員会の事務所は、原村南原公民館（諏訪郡原村 18560 番地 3）に置く。

(目的)

第4条 策定委員会は、住みよい南原区をつくるために、地域の現状と課題を洗い出し、区民の考えを基に魅力ある住みよいむらづくりを計画し実行していくことを目的とする。

(事業)

第5条 策定委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 集落行動計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定のための知識の普及や啓発および学習会に関すること。
- (3) 計画策定のために全戸アンケートを実施し、その結果を計画に反映すること。
- (4) 計画は 5 年を目途に中期計画として策定し、それを超える長期計画は目標として策定していくこと。
- (5) 前号に関する地域に適合した自主的な事業の実施に関すること。
- (6) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

(役員および任期)

第6条 策定委員会には次の役員を置く。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長（会計兼務） | 1 名 |
| (3) 委員 | 若干名（区選出役員等） |
| (4) 監事 | 2 名（区会計監査委員） |
| (6) その他必要な役員 | 若干名 |

2 役員の任期は 1 年とする。ただし、いずれも再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 委員長は策定委員会を代表し会務を総括し、計画策定のために区民の意見を集約し集落行動計画を策定する。

- 2 副委員長は会長を補佐し、会長に事故（不在）あるときは職務を代理する。また、会計業務を行う。
- 3 委員は本会の運営にあたりと共に、計画策定のための調査・分析を行う。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、全会員（区民）を持って構成する。

- 2 総会は年1回開催する。但し区総会と併用も可とする。また、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は委員長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 集落行動計画策定に関する事
 - (3) 事業計画に関する事
 - (4) 予算および決算に関する事
 - (5) その他、本会の運営に必要な事項

(会計等)

第9条 本会の運営に関する費用は、区費・村の補助金およびその他の収入をもつてこれに充て、区の一般会計で処理する。

- 2 会計年度は、毎年1月1日から始まり、12月31日に終わる。

附則

この規約は、平成31年1月6日から施行する。

集落行動計画策定までの経緯

2013年	11月	区役員引継会において、自主防災組織の設立および集落行動計画の策定について次年度から検討してもらいたいとの引継ぎがされる。
2014年	1月 4日	区役員会において、まず自主防災組織について検討していくことを決定。
	2月 3日	自主防災組織について役場総務課の担当者と協議。
	2月 12日	区役員会において、役場担当者から他地区で作成された資料をもとに説明を受ける。
	2月 13日 ～	自主防災組織について必要資料の素案作り。
	3月 3日	自主防災組織について役場総務課の担当者と協議。
	3月 4日	区役員会において、防災組織規約（案）、防災組織防災計画（案）、防災組織図（案）について検討。
	4月 8日	自主防災組織について役場総務課にて担当者と協議。 区役員会において、防災機材の選定・見積りを専門業者に依頼。防災倉庫設置場所の検討。
	4月 11日	防災倉庫設置用地について中央公民館の担当者と協議。
	6月 22日	区総会において、防災組織規約、防災組織防災計画、防災組織図について原案どおり可決。
2016年	5月 31日	防災コミュニティ助成事業の補助金交付が決定。
	7月 3日	区総会において、防災備品および防災倉庫について原案どおり可決。
	9月	防災倉庫設置、防災用品搬入。
2018年	12月 9日	区役員会において、集落行動計画策定に向け協議。
2019年	1月 6日	区総会において、集落行動計画策定に向け専門委員長を選任。
	2月 9日	区役員会において、区役員等（正副区長・組長・小中PTA・グローヒル・識者）から集落行動計画策定委員を選出。
	3月 16日	第1回集落行動計画策定委員会を開く（13名参加） 計画書の素案および住民アンケートの検討。
	4月 13日	第2回集落行動計画策定委員会を開く（15名参加） 購入備品の選定。臨時総会の日時の決定。
	5月 12日	区総会において、集落行動計画の承認を得る。